

手続きが簡単になりました！
購入後にらくらく申込！

防 災 用 品

1万円 を上限に $1/2$ を補助します

例：2万円分の防災用品を購入すると1万円分補助

対象者

- 75歳以上の一人暮らし
- 介護保険の要介護3以上
- 身体障害者手帳1級～2級
- 療育手帳 ④又はA
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 障害者支援区分1～6
- その他、要支援者として登録がある方

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

※補助回数は対象者1名につき、1回限りです。

お問い合わせ 東広島市総務部危機管理課
TEL：082-420-0400

助成対象品目

- 非常用持出袋
- 発電機・蓄電池
- 懐中電灯・ランタン
- ラジオ
- 簡易トイレ
- テント・寝袋
- クーラーボックス
- 折りたたみ椅子
- カセットコンロ
- 家具転倒防止器具
- ヘルメット
- ガラス飛散防止フィルム
- 備蓄用水・食料
- 給水タンク・給水袋
- 携帯用浄水器
- ドライシャンプー
- 消火器・火災警報器
- 感震ブレーカー
- 防犯ブザー・笛
- 軍手・ロープ
- 救急セット
- 土のう袋
- ビニールシート

※このほかにも助成対象になる物があります。

一覧にない物を購入したい場合は、

防災用品の購入前に危機管理課へご相談ください。

申請場所

危機管理課(市役所本庁3階)
各支所地域振興課、各出張所

申請方法

電子申請・直接申請場所へ持参
危機管理課へ必要書類を郵送
(〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市総務部危機管理課宛)
※代理申請も可能です。
電子申請はこちらから→



助成の流れ

R6年度より、申請が簡単になりました。

★R7年度★

1 防災用品の購入

2 書類を提出
・ 申請書兼請求書
・ 写真
・ 支払証拠書類

3 交付決定通知が届く

4 補助金の振込

購入後に
申請兼請求！
書類の提出は
1回だけでOK！

R6年度

1 申請書の提出

2 交付決定通知が届く

3 防災用品の購入

4 実績報告書類を提出
・ 実績報告書
・ 写真
・ 支払証拠書類

5 確定通知が届く

6 補助金の請求

7 補助金の振込

注意事項

- 令和6年度に防災用品購入補助金の交付を受けた方は補助対象外です。
- 令和7年4月1日より前に購入したものは補助対象外です。
- 送料や手数料は補助対象外です。
- 申請は先着順で受け付けます。
- 持参の場合、窓口（本庁危機管理課、各支所地域振興課、各出張所）へ開庁時間内（17時15分まで）に提出されたものを、当日の申請として扱います。
- 郵送の場合は、市に到着した日を申請日として扱います。
- 電子、持参、郵送いずれの申請方法でも、申請日が同日であれば、同着として扱います。
- 予算上限に到達した日をもって、申請受付を締め切ります。到達日については、改めて市ホームページでお知らせします。
- 予算上限を超えた日に申請があったものについては、一律に抽選を行い、受付順を決定します。